

案番号	案タイトル	新	旧
2	会員登録	<p>第2条(会員登録)</p> <p>1. 会員登録手続は以下の通りとします。</p> <p>(1) 利用申込書の提出 会員登録を希望する法人は、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、同申込書を当社が別途指定する方法によって提出しなければなりません。なお当該会員登録希望者は、利用申込書において担当者(以下「連絡先担当者」といいます)を指定するものとします。</p> <p>(2) 審査、登録手続 前号の申込を受けた場合、当社は、所定の審査を行った上で、当社が適当と判断した法人を会員として登録します。</p> <p>2. 当社は、会員登録希望者が下記いずれかに該当する場合には、会員登録を認めない場合があります。なお、当社は、会員登録が認められなかった理由についての照会には、一切応じません。</p> <p>(1) 本規約違反等の理由により、過去に会員資格の停止処分又は抹消処分を受けた場合</p> <p>(2) 前項第1号所定の利用申込書に虚偽事項の記載を行なった場合</p> <p>(3) 第12条の規定のいずれかに該当する場合</p> <p>(4) 第4条所定の各種サービスを提供することについて、各サービスの運営会社である当社又は当社の提携会社(以下、各サービスの運営会社である当社の提携会社を単に「当社の提携会社」といいます)が適切ではないと判断した場合</p> <p>(5) 上記各号のほか、当社において、会員として登録するのが適当ではないと判断した場合</p> <p>3. 会員は、登録の際に申告した情報(連絡先担当者の変更を含みます)が生じた場合、速やかに当社へ変更内容の通知を行うものとします。</p> <p>4. 会員は、次条に規定するタイムズビジネスカード(以下「カード」といいます)の発行に先立ち、アプリケーション又はブラウザ(以下「アプリ等」といいます)を用いて、本サービスの一部の機能を利用することができます。</p> <p>5. 前項のアプリ等の利用は、会員に所属する役員及び従業員のうち、連絡先担当者がアプリ等の利用を認めた者であり、かつ、当社所定の手続を行った者とし当社は、アプリ等を利用するために必要なID及びパスワードを付与します。</p>	<p>第2条(会員登録)</p> <p>1. 会員登録手続は以下の通りとします。</p> <p>(1) 利用申込書の提出 会員登録を希望する法人は、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、同申込書を当社が別途指定する方法によって提出しなければなりません。なお当該会員登録希望者は、利用申込書において担当者(以下「連絡先担当者」といいます)を指定するものとします。</p> <p>(2) 審査、登録手続 前号の申込を受けた場合、当社は、所定の審査を行った上で、当社が適当と判断した法人を会員として登録します。</p> <p>2. 当社は、会員登録希望者が下記いずれかに該当する場合には、会員登録を認めない場合があります。なお、当社は、会員登録が認められなかった理由についての照会には、一切応じません。</p> <p>(1) 本規約違反等の理由により、過去に会員資格の停止処分又は抹消処分を受けた場合</p> <p>(2) 前項第1号所定の利用申込書に虚偽事項の記載を行なった場合</p> <p>(3) 第12条の規定のいずれかに該当する場合</p> <p>(4) 第4条所定の各種サービスを提供することについて、各サービスの運営会社である当社又は当社の提携会社(以下、各サービスの運営会社である当社の提携会社を単に「当社の提携会社」といいます)が適切ではないと判断した場合</p> <p>(5) 上記各号のほか、当社において、会員として登録するのが適当ではないと判断した場合</p> <p>3. 会員は、登録の際に申告した情報(連絡先担当者の変更を含みます)が生じた場合、速やかに当社へ変更内容の通知を行うものとします。</p>
3	タイムズビジネスカードの貸与と取扱い	<p>第3条(タイムズビジネスカードの貸与と取扱い)</p> <p>1. 当社は、会員番号等(以下「カード情報」といいます)が印字及び記録されたカードを発行し、会員に貸与します。なお、カードの所有権は当社に帰属するものとします。</p> <p>2. 会員は、会員に所属する役員及び従業員のうち、連絡先担当者が認めた者(以下「利用者」といいます)に限って、カードを貸与して使用させることができます。なお、利用者への貸与に当たり、会員は、利用者に対して本規約の内容を周知し、その承諾を得るものとします。</p> <p>3. 会員は、自らの責任において利用者をしてカードを法人としての事業に関連する用途のみ利用させるものとします。また、会員及び利用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとし、第三者にカードを貸与・譲渡・買入・寄託又はカード情報を預託せず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を第三者に使用させ又は使用のために占有を移転させないものとします。</p> <p>4. 各種サービス(次条第1項に定義)の利用に際して、カードが提示された場合、当社は、当該カードに係るカード情報により特定される会員が当該各種サービスを利用したものとみなします。</p> <p>5. 前項に基づき会員が利用したとみなされた各種サービスに係る利用代金について、会員は第7条に定める方法により支払うものとします。</p> <p>6. 会員は、カードの発行に当たり、当社所定のカード発行手数料を当社に支払うものとします。</p>	<p>第3条(タイムズビジネスカードの貸与と取扱い)</p> <p>1. 当社は、会員番号等(以下「カード情報」といいます)が印字及び記録されたタイムズビジネスカード(以下「カード」といいます)を発行し、会員に貸与します。なお、カードの所有権は当社に帰属するものとします。</p> <p>2. 会員は、会員に所属する役員及び従業員のうち、連絡先担当者が認めた者(以下「利用者」といいます)に限って、カードを貸与して使用させることができます。なお、利用者への貸与に当たり、会員は、利用者に対して本規約の内容を周知し、その承諾を得るものとします。</p> <p>3. 会員は、自らの責任において利用者をしてカードを法人としての事業に関連する用途のみ利用させるものとします。また、会員及び利用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとし、第三者にカードを貸与・譲渡・買入・寄託又はカード情報を預託せず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を第三者に使用させ又は使用のために占有を移転させないものとします。</p> <p>4. 各種サービス(次条第1項に定義)の利用に際して、カードが提示された場合、当社は、当該カードに係るカード情報により特定される会員が当該各種サービスを利用したものとみなします。</p> <p>5. 前項に基づき会員が利用したとみなされた各種サービスに係る利用代金について、会員は第7条に定める方法により支払うものとします。</p> <p>6. 会員は、カードの発行に当たり、当社所定のカード発行手数料を当社に支払うものとします。</p>
4	各種サービスの利用	<p>第4条(各種サービスの利用)</p> <p>1. カード又はアプリ等の提示により提供を受けられる対象となるサービス(以下「各種サービス」といいます)の範囲は当社が別途定めるものとし、会員は、第2条第1項に基づく本サービスの会員登録申請時に、当該範囲の中から利用を希望するサービスを選択するものとします。</p> <p>2. 会員又は利用者は、各種サービスの利用等に関する規約等(以下「各種サービス利用規約等」といいます)がある場合には、それに従うものとし、当該規約に従わない場合、カード又はアプリ等及び各種サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。</p> <p>3. 会員又は利用者は、当社又は各種サービスを提供する当社の提携会社(以下「当社の提携会社」といいます)が必要と認めた場合には、当社又は当該提携会社が各種サービスの内容の全部又は一部を変更又は停止することを予め承諾します。</p> <p>4. 会員又は利用者は、第11条に定める退会をした場合、又は第12条に定める会員資格の取消をされた場合、カード又はアプリ等を各種サービスに利用する権利を喪失するものとします。この場合、会員は会員資格の取消前又は退会前にカードの利用を通じて取得したカード又は各種サービスに付与される特典についても利用する権利を喪失するものとします。</p> <p>5. 第1項所定の各種サービス以外の会員に付与される特典、その他本サービスの内容の詳細については、当社の細則等により定めるとします。</p> <p>6. 会員は、当社又は当社の提携会社が利用者から取得した個人情報および各種サービスの利用情報について当社より提供を受ける場合、会員の責任において予め利用者の承諾を得るものとします。</p> <p>7. 会員はタイムズ法人管理者向けWebページ(以下「タイムズ法人管理者向けWeb」といいます)を利用できるものとし、当社は、会員の連絡先担当者に対し、タイムズ法人管理者向けWebを利用するために必要なID及びパスワードを付与するものとします。</p> <p>8. 前項によりID及びパスワードの付与を受けた会員は、利用明細情報をタイムズ法人管理者向けWebから閲覧及びダウンロードができます。</p> <p>9. 会員は、利用明細情報を以下の目的以外に第三者へ開示してはならないものとします。ただし、以下の目的以外に開示することについて、あらかじめ書面による当社の承諾を得た場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) 事故発生時の示談交渉および状況確認のため</p> <p>(2) 公的機関からの利用状況開示請求その他法令等に基づく利用状況開示請求に対応するため</p> <p>10. 当社は、会員に提供する利用明細情報の完全性、正確性、特定の目的への適合性及び有用性等を保障するものではありません。</p> <p>11. 会員は、利用明細情報が、当社が設定した許容量を超えた場合は、利用者明細情報の閲覧およびダウンロードができない場合があること、利用明細情報の保存期間は、当社の定めによることを承諾するものとします。</p>	<p>第4条(各種サービスの利用)</p> <p>1. カードの提示により提供を受けられる対象となるサービス(以下「各種サービス」といいます)の範囲は当社が別途定めるものとし、会員は、第2条第1項に基づく本サービスの会員登録申請時に、当該範囲の中から利用を希望するサービスを選択するものとします。</p> <p>2. 会員又は利用者は、各種サービスの利用等に関する規約等(以下「各種サービス利用規約等」といいます)がある場合には、それに従うものとし、当該規約に従わない場合、カード及び各種サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。</p> <p>3. 会員又は利用者は、当社又は各種サービスを提供する当社の提携会社(以下「当社の提携会社」といいます)が必要と認めた場合には、当社又は当該提携会社が各種サービスの内容の全部又は一部を変更又は停止することを予め承諾します。</p> <p>4. 会員又は利用者は、第11条に定める退会をした場合、又は第12条に定める会員資格の取消をされた場合、カードを利用する権利を喪失するものとします。この場合、会員は会員資格の取消前又は退会前にカードの利用を通じて取得したカード又は各種サービスに付与される特典についても利用する権利を喪失するものとします。</p> <p>5. 第1項所定の各種サービス以外の会員に付与される特典、その他本サービスの内容の詳細については、当社の細則等により定めるとします。</p> <p>6. 会員は、当社又は当社の提携会社が利用者から取得した個人情報および各種サービスの利用情報について当社より提供を受ける場合、会員の責任において予め利用者の承諾を得るものとします。</p>
7	代金決済	<p>第7条(代金決済)</p> <p>1. 会員がカードを利用して発生したサービス利用代金及びそれに関する一切の債務は、原則として会員の預金口座からの口座振替の方法により支払うものとします。但し、当社が適当又は必要と認めた会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法による他、当社が承認したクレジットカードにより支払う等、当社が別途定める方法により支払うものとします。</p> <p>2. 会員が当社に支払うサービス利用代金は、各月の末日締めで計算した当月分の利用代金について翌月27日とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日とします。</p> <p>3. 会員の金融機関口座の残高不足等により、当社又は当社の提携会社に支払うべき債務の口座振替、引落し又は自動払込みができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、支払期日以降の任意の日において、会員が当社又は当社の提携会社に対して支払うべき債務の一部又は全部につき口座振替、引落し又は自動払込みができるものとします。</p> <p>4. 会員は、前項の支払期日以降において、その一部又は全部につき当社又は当社の提携会社に対して支払うべき債務の口座振替、引落し又は自動払込みにかかる費用(以下「再振替等にかかる費用」といいます)を負担するものとします。なお、再振替等にかかる費用は、当社が別途定める額とします。</p> <p>5. 当社は、会員の毎月の支払額について、会員が届け出た住所へ利用代金明細書又は請求明細書を送付することにより通知します。会員が通知を受けた後7日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、利用代金明細書又は請求明細書の内容について承認したものとみなします。なお、利用代金明細書又は請求明細書の送付は、当社がホームページ上で閲覧、ダウンロードできるサービスを提供することで行うことができるものとします。</p> <p>6. 利用する各種サービスの規約等に、別途代金決済に関する定めがある場合には、当該サービスの決済に限り、当該サービスの規約に定める決済方法の適用を優先するものとします。</p>	<p>第7条(代金決済)</p> <p>1. 会員がカードを利用して発生したサービス利用代金及びそれに関する一切の債務は、原則として会員の預金口座からの口座振替の方法により支払うものとします。但し、当社が適当又は必要と認めた会員は、当社指定の預金口座へ振込む方法により支払う等、当社が別途定める方法により支払うものとします。</p> <p>2. 会員が当社に支払うサービス利用代金は、各月の末日締めで計算した当月分の利用代金について翌月27日とします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日とします。</p> <p>3. 会員の金融機関口座の残高不足等により、当社又は当社の提携会社に支払うべき債務の口座振替、引落し又は自動払込みができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、支払期日以降の任意の日において、会員が当社又は当社の提携会社に対して支払うべき債務の一部又は全部につき口座振替、引落し又は自動払込みができるものとします。</p> <p>4. 会員は、前項の支払期日以降において、その一部又は全部につき当社又は当社の提携会社に対して支払うべき債務の口座振替、引落し又は自動払込みにかかる費用(以下「再振替等にかかる費用」といいます)を負担するものとします。なお、再振替等にかかる費用は、当社が別途定める額とします。</p> <p>5. 当社は、会員の毎月の支払額について、会員が届け出た住所へ利用代金明細書又は請求明細書を送付することにより通知します。会員が通知を受けた後7日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、利用代金明細書又は請求明細書の内容について承認したものとみなします。なお、利用代金明細書又は請求明細書の送付は、当社がホームページ上で閲覧、ダウンロードできるサービスを提供することで行うことができるものとします。</p> <p>6. 利用する各種サービスの規約等に、別途代金決済に関する定めがある場合には、当該サービスの決済に限り、当該サービスの規約に定める決済方法の適用を優先するものとします。</p>
15	カードの紛失・盗難・偽造及びID等の管理	<p>第15条(カードの紛失・盗難・偽造及びID等の管理)</p> <p>1. カードは、連絡先担当者が責任をもってその管理を行うものとし、カードの譲渡、名義変更、売買、貸与等の行為を行ってはなりません。</p> <p>2. カード又はカード情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難等」といいます)により他人に不正利用された場合、会員は、本規約及び各種サービスに係る規約又は約款に基づきその利用代金について全て支払いの責を負うものとします。</p> <p>3. 会員及び利用者は、カード又はカード情報が紛失・盗難等にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄の警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届け出ることもできます。</p> <p>4. 偽造カードの使用に係るサービス利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員又は利用者は、被害状況等の調査に協力するものとします。</p> <p>5. 前項の定めにかかわらず、偽造カードの作出又は使用について会員又は利用者に故意又は過失があるときは、その偽造カードの利用代金については会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>6. 当社は、カードが第三者によって拾得される等、当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の判断でカードを無効登録できるものとし、会員及び利用者はこれをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>7. 会員は、当社から付与されたタイムズ法人管理者向けWeb及びアプリ等のID、IDに対応するパスワード等(以下「ID等」といいます)を、第三者に貸与または譲渡することはできないものとします。また、会員はID等の使用及び管理について一切の責任を持つものとします。</p> <p>8. 会員のID等が利用者の管理不備によって第三者に使用されたこと当該会員が被害に遭った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>9. 会員は、ID等が盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。</p>	<p>第15条(紛失・盗難・偽造)</p> <p>1. カードは、連絡先担当者が責任をもってその管理を行うものとし、カードの譲渡、名義変更、売買、貸与等の行為を行ってはなりません。</p> <p>2. カード又はカード情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難等」といいます)により他人に不正利用された場合、会員は、本規約及び各種サービスに係る規約又は約款に基づきその利用代金について全て支払いの責を負うものとします。</p> <p>3. 会員及び利用者は、カード又はカード情報が紛失・盗難等にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄の警察署に届け出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届け出ることもできます。</p> <p>4. 偽造カードの使用に係るサービス利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員又は利用者は、被害状況等の調査に協力するものとします。</p> <p>5. 前項の定めにかかわらず、偽造カードの作出又は使用について会員又は利用者に故意又は過失があるときは、その偽造カードの利用代金については会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>6. 当社は、カードが第三者によって拾得される等、当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の判断でカードを無効登録できるものとし、会員及び利用者はこれをあらかじめ承諾するものとします。</p>
16	カード・ID等の再発行	<p>第16条(カード・ID等の再発行)</p> <p>1. 会員がカードを紛失・盗難した場合に、当社所定の届けを提出し、当社が適当と認めた場合は、当社はカードを再発行するものとします。この場合、会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p> <p>2. 会員がID等を紛失した場合に、当社所定の届けを提出し、当社が適当と認めた場合は、再発行の手続を行うものとします。</p>	<p>第16条(カードの再発行)</p> <p>会員がカードを紛失・盗難等した場合に、当社所定の届けを提出し、当社が適当と認めた場合は、当社はカードを再発行するものとします。この場合、会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
1	定義	<p>第1条(定義)</p> <p>本規約は、タイムズビジネスサービス規約(以下「基本規約」といいます)の追加規約として、タイムズモビリティ株式会社(以下「タイムズモビリティ」といいます)を經由して本サービスに入会した会員のうち当社が認めた者(以下「TM経由会員」といいます)に対してのみ適用されるものとします。なお、本規約で使用する用語の定義は、本規約で特に定義する場合を除き、基本規約の定義によるものとします。</p>	<p>第1条(定義)</p> <p>本規約は、タイムズビジネスサービス規約(以下「基本規約」といいます)の追加規約として、タイムズモビリティ株式会社(以下「タイムズモビリティ」といいます)を經由して本サービスに入会した会員のうち当社が認めた者(以下「TM経由会員」といいます)に対してのみ適用されるものとします。なお、本規約で使用する用語の定義は、本規約で特に定義する場合を除き、基本規約の定義によるものとします。</p>
3	サービスの一部制限	<p>第3条(サービスの一部制限)</p> <p>TM経由会員は、本規約で定めるサービスについて一部制限がされる場合があることを承諾します。制限となるサービス内容等は当社が任意に決定し、又は随時変更ができるものとします。</p> <p>クレジットカードによる利用代金決済特約[追加規約]</p>	該当なし
1	定義	<p>第1条(定義)</p> <p>本規約は、第7条第1項の規定に基づき、会員が、クレジットカードによりサービス利用代金等を支払う場合に適用されるものとします。なお、本規約で使用する用語の定義は、本規約で特に定義する場合を除き、基本規約の定義によるものとします。</p>	該当なし
2	利用できるクレジットカード	<p>第2条(利用できるクレジットカード)</p> <p>会員は、当社が承認したクレジットカード会社が発行する会員の代表者名義の法人カードまたは本規約第4条に定める会員の従業員名義の法人カード(以下「従業員法人カード」といいます)を、当社所定の方法により届け出ることにより利用することができます。</p>	該当なし
3	利用料金の支払期日	<p>第3条(利用料金の支払期日)</p> <p>1. 本規約第2条により届出を行った会員は、第7条第2項の規定にかかわらず、クレジットカード会社の会員規約等に基づき支払いを行うものとし、サービス利用代金等は、クレジットカード会社の会員規約等において定められた振替日に会員の口座から引落されものとします。</p> <p>2. 本規約第2条により届出されたクレジットカードが利用できなかった場合、当社は、会員に対して当該サービス利用代金等の請求書を送付し、会員は請求書記載の期日までにこれを支払うものとします。</p>	該当なし
4	従業員法人カードの利用	<p>第4条(従業員法人カードの利用)</p> <p>1. 会員が指定する従業員は、サービス利用代金等の支払方法として従業員法人カードを利用することができます。従業員法人カードを利用する場合は、当該カードの名義人である会員の従業員が、次項に規定する登録手続を行うものとします。</p> <p>2. 従業員法人カードの利用を希望する会員の従業員は、第2条第1項に基づき従業員本人名義の法人カードの登録申請を行い、当社は、第2条第2項に該当する場合を除いて、当該従業員を、登録者(以下「従業員法人カード登録者」といいます)として承認するものとします。</p> <p>3. 当社は、従業員法人カード登録者のサービス利用代金等について、第7条第6項の規定にかかわらず、従業員法人カード登録者に通知するものとします。会員は、従業員法人カード登録者のサービス利用代金等、当社の指定する方法により、確認することができます。この場合、会員の責任において予め従業員法人カード登録者の承諾を得るものとします。</p> <p>4. 会員又は従業員法人カード登録者は、従業員法人カード登録者の退社等本サービスが不要になった場合は、当社所定の方法により従業員法人カード登録者の退会手続を行うものとします。会員又は従業員法人カード登録者による手続きが完了し、当該従業員法人カード登録者が引続き本サービスを利用していた場合は、会員及び従業員法人カード登録者は免責されないものとします。</p> <p>5. 従業員法人カード登録者が届出事項の変更及びカードの再発行を行う場合その他カードに関する取扱い、本規約の定めにおいて会員に適用される規定が適用されるものとします。</p>	該当なし
5	従業員法人カードの私的利用	<p>第5条(従業員法人カードの私的利用)</p> <p>会員は、従業員法人カード登録者が、本規約第4条第2項に基づき登録申請時に、当社所定の方法により届け出を行なった場合、第3条第3項及び各種サービス利用規約等の規定にかかわらず、当該従業員法人カード登録者による個人の私的利用目的での各種サービスの利用について、本サービスが適用されることを承諾します。</p>	該当なし